

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、平成三十年七月一日から九月三十日までとする。

平成三十年十一月十六日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役 松崎 孝夫

1 支援決定を行った件数

該当なし

2 買取申込み等期間の延長の決定を行った件数

該当なし

3 支援決定を撤回した件数

該当なし

4 買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額

買取決定を行った対象事業者の概要

一 宮城県沿岸部の精密機器製造業者（震災により在庫（精密品）が大量に破損、建物・設備も一部破損）

買取りに係る債権の元本総額

二億二千二十五万円

5 出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額

該当なし

6 対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

債務の免除 該当なし、その他 九件

当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

四億六千四百四十五万九千円

処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

該当なし

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要

- 一 青森県沿岸部の船舶修理業者（津波により設備等が流出、得意先の船が流され売上減少）
 - 二 岩手県沿岸部の水産加工業者（津波により工場が全壊し、在庫等も流出）
 - 三 岩手県沿岸部のスポーツ用品店（津波により店舗が半壊し、在庫も流出）
 - 四 福島県浜通りの小売業者（震災により建物が損壊）
 - 五 青森県沿岸部の小売業者（震災後の物流機能停止により売上が減少）
 - 六 宮城県沿岸部の生活関連サービス業者（震災により興行の停止を余儀なくされた）
 - 七 青森県沿岸部の建設業者（震災により受注キャンセルが相次いだことで売上減少）
 - 八 福島県浜通りの宿泊業者（震災により建物損壊、原発事故の影響による売上減少）
 - 九 青森県沿岸部の運送業者（津波により車両が流出）
 - 十 福島県中通りの製造業者（震災により一部工場が損壊）
 - 十一 福島県会津地方の小売業者（原発の風評被害により売上が大幅減少）
 - 十二 青森県沿岸部の建築業者（津波により資材、車両等が流出）
- 対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額
- 三億四十五万二千円